

入金照合サービス“パーフェクト” ATM振込手数料受取人負担オプション利用規定(2020年3月改定)

ATM 振込手数料受取人負担サービス(後記第 1 条(1)に定義)を利用する企業(以下、「契約者」という)は、契約者と株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という)との間で別途締結する「入金照合サービス“パーフェクト”・入金照合サービス“パーフェクト”(外国送金版)利用申込書兼手数料引落依頼書」に基づく契約(以下、「基本契約」)によるサービスに加えて、本サービスを利用するにあたり、以下の条項に同意する。

第1条(サービス内容)

(1)ATM 振込手数料受取人負担サービス(以下、「本サービス」という)とは、表記3(1)で定める被振込専用口座(以下、「被振込専用口座」という)に対する振込を行う者(以下、「振込人」という)が、本条(2)にて規定する方法により、当行に対して振込の依頼を行う場合、当該振込にかかる振込手数料は契約者が負担するものとし、当該振込の属する月の翌月の所定日に、表記5で定める契約者の手数料等引落口座(以下、「手数料等引落口座」という)から引き落とすサービスをいうものとする。

(2)本サービスの対象となる振込は被振込専用口座に対する振込のうち、以下の各号の方法によるものとする。

当行本支店に設置されている自動サービス機(以下、「ATM」という)からの現金、当行キャッシュカードまたは当行が提携する他の金融機関(以下、「提携金融機関」という)のキャッシュカードによる振込。

当行の@B NKからの現金、当行キャッシュカードまたは提携金融機関のキャッシュカードによる振込。

株式会社ローソン・エティエム・ネットワークスの運営するATM(以下、「ローソンATM」という)、または株式会社イーネットの運営するATM(以下、「イーネットATM」)からの当行キャッシュカードによる振込。

(3)前2項の定めにかかわらず、振込原因関係の如何又は被振込専用口座を経由しているか否かによらず、前項に規定する方法によりなされた、表記 3(2)に定める入金指定口座(以下、「入金指定口座」という)への振込にかかる振込手数料についても、全て契約者が負担するものとする。

第2条(手数料)

(1)当行は、契約者が支払うべき本サービス所定の契約料、手数料(第 1 条(1)に定める振込手数料を含む)、及び各々にかかる消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出を受けることなしに、手数料等引落口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすものとする。

(2)本サービスの対象となる振込に関しては、振込手数料は契約者が負担すること、また ATM 利用にかかる時間外手数料等その他振込手数料以外の手数料は、振込人の負担となることにつき、契約者は契約者の責任において、振込人に対し予め十分に説明し、同意させるものとする。

第3条(免責事項)

(1)ローソンATM、イーネットATMの事情により、振込人が、第 1 条(2) で規定する方法による振込を利用できない場合等、本サービスの利用に関し、当行の責めに帰すべからざる事由により契約者又は振込人に損害が生じたとしても、当行は何ら責任を負わないものとする。

(2)当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、契約者に事前に通知のうえ、本サービスを利用可能なATMの範囲を変更できるものとし、これにより契約者又は振込人に損害が生じたとしても、当行は何ら責任を負わないものとする。この場合、当行より通知を受けた変更の内容につき、契約者は契

約者の責任において、振込人に対し予め十分に説明し、同意させるものとする。

第4条(解約等)

(1)本サービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約ができるものとする。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとする。

(2)契約者に、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、契約者はその旨直ちに当行に通知するものとし、当行は、いつでも本サービスを解約することができるものとする。この場合、契約者への通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を契約者の届出住所にあてて発信した時に、本サービスは解約されたものとする。

当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。

支払を停止し、または手形、小切手の不渡りを一度でもだしたとき。

破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

住所変更の届出を怠る等により、当行において所在が不明となったとき。

1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

契約者による当行との取引約定に違反したとき。

本サービスの提供に影響を与える法令・規則等の制定・変更等、当行が本サービス中止を必要とする相当の事由が生じたとき。

基本契約が解約されたとき。

(3)契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたときは、当行は、いつでも事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとし、そのために契約者又は振込人に生じた損害については、当行は責任を負わないものとする。なお、当該事由が消滅した場合は、当行はサービスの利用停止を解除するものとする。

(4)当行は、事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとし、そのために契約者又は振込人に生じた損害については、当行は責任を負わないものとする。

第5条(契約期間)

本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出ない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとする。継続後も同様とする。

第6条(各種規定の準用)

本利用規定に定めのない事項については「三井住友の入金照合サービス“パーフェクト”取扱規定」により取り扱うものとする。

第7条 規定の変更

(1)当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとする。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとする。当行がこの変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなす。また、変更同意しない

い旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとする。

(2)本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがある。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定を確認するものとする。

以 上